

令和 2 年度

第 2 回

霧島市公民館運営審議会



—まなびフェスタ 2019—

日時：令和 3 年 3 月 5 日（金）
10：00～12：00

場所：霧島市役所別館 3 階 会議室 3-2

霧島市教育委員会

社会教育課

霧島市民憲章

(前文)

朝な夕なに

霧に浮かびてこうごう神々しくそび聳える霧島山

波静かな錦江湾に映える桜島山

このうるわ麗しき大自然に抱かれて

ほうじょう豊穰な大地にはるかなるじょうもん縄文の昔より

あせ汗してなりわい生業をきず築いてきた私たちの祖先

ゆうきゅう悠久の歴史をきざ刻んで今ここに

なないろ七色のまちが一つとなる

限りなき可能性とみりょく魅力をひ秘めた

神話のふるさと霧島市

私たちは

母なる地球の生命体の一員として

きょうせい共生とじゅんかん循環の心豊かな社会をめざし

新たなあゆみ歩を共に始める

(条文)

き 霧島の ゆうきゅう悠久のとき はぐく育みて
伝統・文化を未来へつなぐ

り りん凜とした びと霧島人の 友好は
世界に広がる 交流の和

し しなやかな きずな心と絆 ふれあいで
笑顔・安心 ふるさと創り

ま 守り抜く とく豊かな自然 共生の
と永遠にほこ誇れる 美しき里

し 信じあう きょうじょ調和と共助で 約束す
かがや輝く あした明日を 霧島の地に

令和2年度

第2回霧島市公民館運営審議会 会次第

進行：社会教育課学習支援グループ長

- 1 開会のことば
- 2 教育委員会あいさつ
- 3 委員長あいさつ
- 4 協議（司会・委員長）
 - (1) 令和2年度霧島市教育行政の施策について P 4～10
 - (2) 令和2年度公民館事業について P 11
 - ①令和2年度公民館定期講座について P 12
 - ②令和2年度公民館短期講座について P 13
 - ③公民館の施設管理について P 14
 - (3) 令和3年度公民館定期講座募集について P 15～16
 - (4) その他
- 5 その他
- 6 閉会のことば

資料 P 17～P 18

- ・霧島市公民館運営審議会に関する条例
- ・霧島市公民館運営審議会に関する規則

霧島市公民館運営審議会委員

番号	氏名	所属等	備考
1	アカサキ 晃洋 赤崎 晃洋	霧島市校長協会代表（日当山中学校校長）	
2	ミサカ 政勝 美坂 政勝	霧島市子ども会育成連絡協議会副会長	
3	ウチヤマ 符文 内山 符文	霧島市文化協会事務局長	
4	ヤマダ 久治 山田 久治	霧島市自治公民館連絡協議会理事	
5	クロキ 彩子 黒木 彩子	公民館定期講座講師	
6	イワノ 英雄 岩元 英雄	旧溝辺地区公民館運営審議会委員長	
7	シメズ 香理 志水 香理	大隅横川駅保存活用実行委員会委員	
8	ムラカミ マサル 村上 勝	旧牧園地区自治公民館連絡協議会会長	副委員長
9	サコダ オサム 迫田 治	霧島地区文化協会相談役	
10	シガレ イコ子 志賀 玲子	志學館大学教授	
11	フクナガ マサヨ 福永 昌代	ふくやま女性の会会長	
12	コヤシキ ユウ子 小屋敷 涼子	国分地区子ども会副会長	委員長
13	ナガヤマ ナリヨ 永山 成子	公民館定期講座講師	

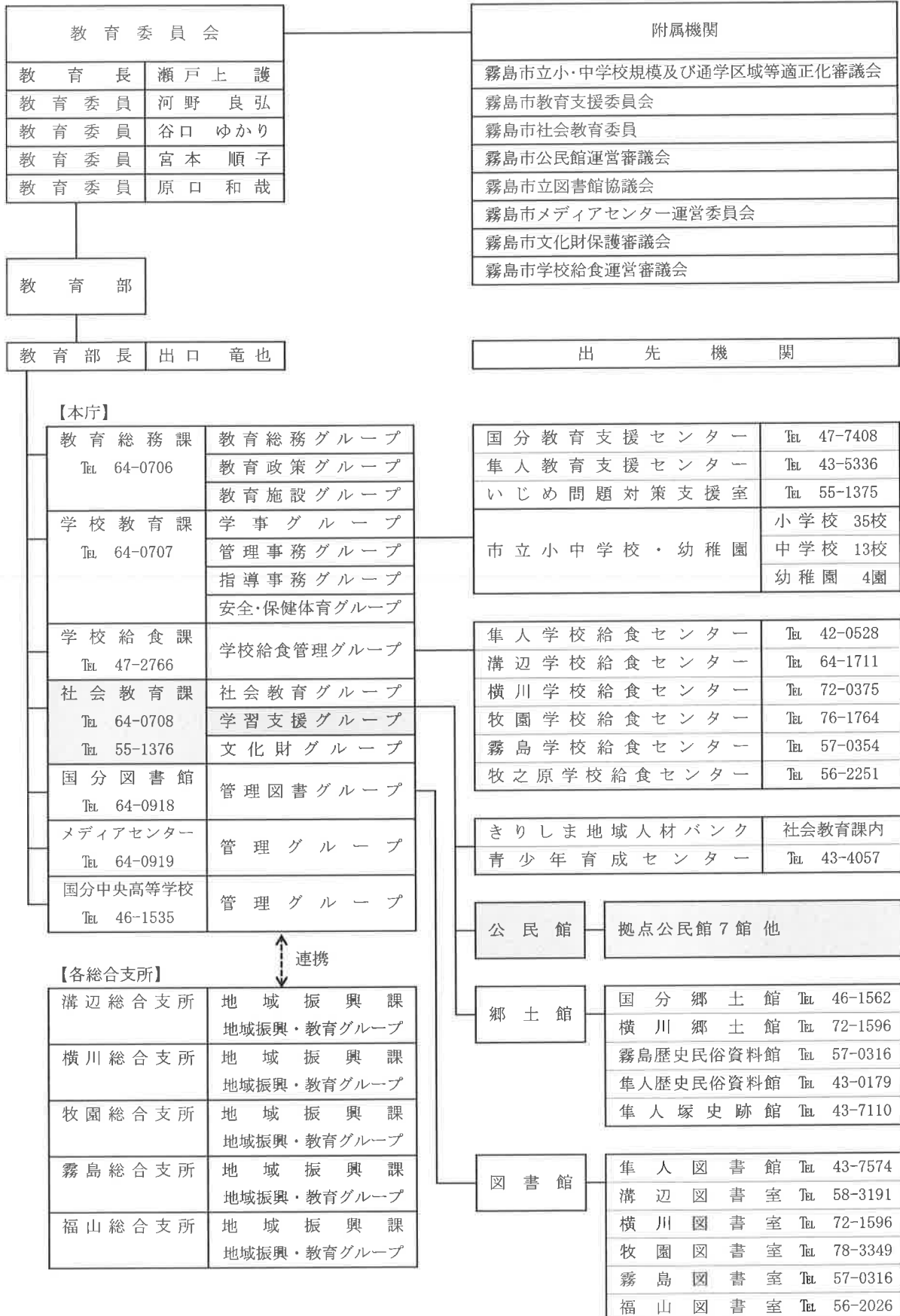
（任期 平成31年4月1日～令和3年3月31日）

社会教育課 事務局職員

番号	氏名	所属等	備考
1	シンガ 勝利 新門 勝利	課長	
2	ケイダ ユズル 慶田 弦	課長補佐	
3	イウエ ヒロアキ 井上 寛昭	学習支援グループ長	令和2年4月～
4	タネダ マリヨ 種子田 真理子	主査	
5	クシダ ケイスケ 串田 啓介	主査	令和2年4月～

(1) 令和2年度霧島市教育行政の施策について

霧島市教育委員会行政機構図



※市外局番は(0995)

令和2年度 霧島市教育行政の施策体系表

基本目標	施策	基本事業
<p style="text-align: center;">夢を描き高い志をもつて学び続け、 共に輝く未来を創る心豊かな人づくり</p> <p>一 知・徳・体の基礎・基本をバランスよく身につけ、自ら学び考え社会の変化に主体的に対応できる判断力と行動力をもつ人間</p> <p>二 郷土の自然、歴史、文化を尊重する態度を身につけ、生涯にわたって共に学び、豊かな社会づくりに貢献する人間</p>	<p>1 立志と将来への希望を育む学校教育の充実</p> <p>2 多様な学びを支援する社会教育の充実</p>	<p>(1) 夢実現のための学力の向上と個性を育む教育の推進</p> <p>(2) 豊かな心の育成と個性を生かす支援体制の充実</p> <p>(3) 安全で安心な学校づくりと食育・体育の推進</p> <p>(4) 地域や学校の特色を生かした教育活動と教育支援の推進</p> <p>(5) 専門高校としての魅力を高める高等学校教育の充実</p> <p>(1) きりしまっ子の豊かな心を育む体験・交流活動の充実</p> <p>(2) 家庭教育の充実と地域全体での見守りを通じた青少年の健全育成</p> <p>(3) 自ら学び、高め合う体制づくりと学習環境の充実</p> <p>(4) ふるさと愛の高揚へつなげる文化財の保存・継承と活用</p>

主な取組

主な事業

- ①確かな学力の定着と向上
- ②社会の変化を見据えた教育の推進
- ③キャリア教育の充実
- ④教育の情報化の推進
- ⑤教育の質の向上を図る環境づくり



- ・小中学校学力等検査実施事業
- ・小中学校教職員研修事業
- ・小学校英語教育推進事業
- ・霧島市青少年議会開催事業
- ・キャリア教育・進路指導推進事業
(中学生の挑戦!「霧島しごと維新」事業等)
- ・小中学校理科教育等設備整備事業
- ・小中学校ICT環境整備事業
- ・業務改善推進事業
- ・学校給食費公会計化検討事務

- ①生徒指導や教育相談の充実
- ②豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育の推進
- ③特別支援教育の推進



- ・いじめ・不登校対策等子どもサポート事業
- ・小中学校音楽のつどい開催事業
- ・人権教育推進事業
- ・小中学校特別支援教育推進事業

- ①地域と連携した児童生徒の安全確保
- ②安全・安心な学校環境の整備
- ③健康な心身を育む教育の推進
- ④安全・安心な学校給食の提供
- ⑤学校給食施設の計画的な整備
- ⑥学校での食育の推進



- ・防災・安全教育推進事業
- ・学校安全体制整備推進事業 (スクールガードリーダー)
- ・小中学校施設整備・維持管理事業
- ・学校施設等長寿命化計画策定事業
- ・学校児童生徒の定期健診・就学時健診事業
- ・体力向上推進事業
- ・部活動支援事業
- ・学校給食センター運営事業
- ・国分地区小中学校給食単独調理場運営事業
- ・学校給食施設整備推進事務

- ①特色ある教育活動の推進
- ②開かれた学校づくりの推進
- ③教育支援体制の充実



- ・小中学校特色ある学校づくりサポート事業
- ・霧島ジオパーク・イン・スクール事業
- ・小中学校評議員配置事業
- ・小中学校遠距離通学支援事業
- ・スクールバス運行事業
- ・奨学資金貸付事業

- ①魅力ある高等学校教育の推進
- ②時代のニーズに対応した高等学校環境の整備



- ・国分中央高校活性化事業
- ・個に応じた進路(進学・就職)指導事務
- ・国分中央高校施設整備事業

- ①地域資源を生かした青少年の育成



- ・きりしまっ子立志育成事業
(いざいけ!きりしま探検隊 等)
- ・日韓親善子供大使実行委員会活動支援事業
- ・子ども会育成支援事業

- ①家庭教育の推進
- ②地域ぐるみの青少年健全育成



- ・家庭教育総合支援事業
- ・地域学校協働活動事業
- ・青少年育成センター運営事業
- ・PTA育成支援事業
- ・校外生活指導連絡会運営支援事業

- ①学習環境づくり
- ②成人教育の推進
- ③人権教育の推進
- ④本からはじまる学習活動の推進
- ⑤メディアセンターの充実と利活用の促進



- ・各地区公民館管理運営事業
- ・公民館定期・短期講座開設事業
- ・きりしま地域人材バンク運営事業
- ・人権教育総合推進事業
- ・図書館読書推進事業
- ・メディアセンター管理運営・研修事業
- ・視聴覚ライブラリー事業
- ・メディアセンター施設整備推進事務

- ①文化財の保存・整備
- ②文化財の活用



- ・文化財整備事業
- ・埋蔵文化財発掘調査事業
- ・大隅国分寺石塔修復事業
- ・民芸保存会連絡協議会運営支援事業
- ・文化財保護啓発事業
- ・市内史跡めぐり開催事業

社 会 教 育 課

1 基本事業と主な取組

【基本事業】

きりしまっ子の豊かな心を育む体験・交流活動の充実



《主な取組》

1 地域資源を生かした青少年の育成

- (1) ふるさときりしまの自然や文化等を生かした体験活動の推進
- (2) 子ども会等関係団体との連携強化
- (3) 青少年による国際交流の推進

家庭教育の充実と地域全体での見守りを通じた青少年の健全育成



1 家庭教育の推進

- (1) 家庭の教育力向上・支援の推進
- (2) 霧島市PTA連絡協議会等との連携

2 地域ぐるみの青少年健全育成

- (1) 地域の教育力向上・支援の推進
- (2) 地域学校協働活動の推進
- (3) 青少年健全育成体制の強化・推進

自ら学び、高め合う体制づくりと学習環境の充実



1 学習環境づくり

- (1) 学習施設の管理運営
- (2) 学習情報の提供

2 成人教育の推進

- (1) 公民館講座の充実・発展
- (2) 生涯学習の推進

3 人権教育の推進

- (1) 市民への意識啓発

ふるさと愛の高揚へつなげる文化財の保存・継承と活用



1 文化財の保存・整備

- (1) 文化財の調査、修復・修繕等
- (2) 文化財周辺の環境整備
- (3) 民俗文化財の保存・継承の支援

2 文化財の活用

- (1) 市民への情報発信と意識啓発
- (2) 各郷土館等の活用推進

2 主な取組の具体的内容

【きりしまっ子の豊かな心を育む体験・交流活動の充実】

1 地域資源を生かした青少年の育成

霧島錦江湾国立公園をはじめ本市の豊かな自然や歴史、地域に伝わる文化や伝統行事、地場産業などの特性を生かしながら実施する「いざ行け！きりしま探検隊」や「立志塾」では、異年齢活動による自然体験を通して、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識、郷土愛などを育みます。また、キャリア教育の一環として小・中学生を対象に大学と連携した「科学体験 in 第一工業大学」を開催します。

霧島市子ども会育成連絡協議会等の関係団体との連携を深め、育成者及び指導者の資質向上や研修会等を通じた子ども会同士の情報共有、体験活動の機会の創出など、関係団体が実施する様々な事業を積極的に支援します。

次代を担う青少年の国際的視野を広げるとともに国際理解を深め、青少年による国際交流を推進するため、「日韓親善子供大使友好の翼」や「青少年海外派遣事業」へ助成を行います。

新成人の前途を祝い激励するとともに、社会の形成者としての自覚を促すために、各地区において特色ある「成人式」を開催します。また、民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることによる、令和4年度以降の成人式の在り方については、方針を決定し周知を図ります。

【家庭教育の充実と地域全体での見守りを通じた青少年の健全育成】

1 家庭教育の推進

家庭教育総合支援事業をさらに充実・発展させ、市立の幼稚園・小・中学校で開設する家庭教育学級の運営支援等を通して、家庭の教育力向上を目指した学習情報の提供等を行い、家庭教育の重要性を啓発します。

また、「きりしまっ子立志10年カレンダー」の効果的活用を通して、小・中学生を対象に将来の目標や進路について家庭で語らう契機をつくり、夢を描き、高い志を立てそれぞれの目標に向かって努力する感受性豊かな「きりしまっ子」の育成を目指します。

霧島市PTA連絡協議会や各おやじの会等との連携を図り、保護者としての在り方に関する各種研修会や講演会を通して会員の相互理解と資質向上を図り、子どもを取り巻くあらゆる課題に取り組みます。

2 地域ぐるみの青少年健全育成

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など社会が変化する中で、次第に地域の教育力が低下してきていることが指摘されています。「地域の子どもは地域で育てる」気運の醸成と子育てを支える仕組みや環境づくりを推進します。

また、地域の教育的課題の解決を図るため、社会教育コーディネーターを中心に地域社会と連携・協働し「地域学校協働活動（*06）」を推進します。

青少年育成センターを中心に、学校や警察、校区青少年育成連絡会などの関係機関との連携を図り、地域ぐるみによる青少年の健全育成に取り組むとともに、相談体制を充実させ、多様な課題に対応するよう活動内容の充実を図ります。

児童・生徒の校外生活における健全育成・非行防止・交通事故防止等に取り組むため、市内各校および関係機関との連絡を密にするとともに、霧島市校外生活指導連絡会の運

営支援を行います。

【自ら学び、高め合う体制づくりと学習環境の充実】

1 学習環境づくり

溝辺公民館において、設備の老朽化に伴う研修室等の空調設備改修工事や、屋根及び外壁雨漏り修繕、三体地区公民館において、合併浄化槽入替・排水設備工事、横川公民館において、非常照明器具修繕等を行います。

いきいき国分交流センター、天降川地区共同利用施設、サン・あもり、溝辺公民館を、指定管理者による管理を行うことで効率的な施設の運営を図ります。

公民館施設の管理運営については、溝辺崎森地区公民館が当該地域住民で構成される地区自治公民館への直接指定により、適切な維持管理が図られています。今後、残りの地区公民館についても同様の取組を展開します。

霧島公民館については、霧島地区全体の現有施設の利活用も含めて、関係課等との協議を進めながら、利用者の声や利便性に十分配慮した公民館機能の維持確保に努めます。

ホームページによる公民館講座の情報提供のほか、隼人地区公民館が発行する「公民館だより」により、地域に特化した行事や情報の提供を地域住民へ行います。

2 成人教育の推進

市民一人ひとりが自己の学習意欲と資質の向上を図るために公民館定期講座を 132 講座、短期講座を 12 講座開設するほか、地区公民館において地域における特色ある教室を開設し、その学習成果を「活力と潤いのあるまちづくり」に生かすことをねらいとして、「きりしま地域人材バンク」への登録を推進します。

また、公民館定期講座で学んだ成果を発表する機会を設けることにより、受講者の学習意欲の更なる向上を図るとともに、多くの市民に特色ある講座を紹介し、“学びの契機”となるよう「まなびフェスタ（*07）」を開催します。

高齢者学級運営事業を通して、高齢者の教養を高めるとともに、相互の親睦を深めることにより、生きがいづくり、仲間づくりなどを支援します。

市民大学運営事業では、NPO法人等と連携した「霧島アカデミー」や高等教育機関と連携した「ニューライフカレッジ霧島」の相互連携を図りながら、霧島のこれからを考える機会を提供し、将来のまちづくりや地域活性化に取り組む人づくりを進めます。

3 人権教育の推進

「子ども人権セミナー」、「人権セミナー in 高校」、「地区公民館人権学習会」等、人権教育総合推進事業の充実を図りながら、同和問題をはじめとするLGBTなど様々な人権問題の解決に向けて、正しい理解と認識が深められるよう努め、身近な地域で人権に関する学びの輪を広げる市民の育成を図ります。

また、「みんなの人権講座」や「人権出前講座」の実施により、多様な人権課題に対応し、人権教育の啓発に努めます。

【ふるさと愛の高揚へつなげる文化財の保存・継承と活用】

1 文化財の保存・整備

市内には周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が約 530 か所あり、公共事業や民間による土木工事等を実施する際、事業が円滑に進むように協議や調整などを適切に行い、場合によっては発掘調査を実施します。

貴重な文化財を後世に伝えるため、国指定史跡である「大隅国分寺跡」の石塔の保存処理と鹿児島県指定文化財である「旧田中家別邸 附 棟札一枚」の修復事業や市指定文化財・高木家住宅に収蔵されていた資料の調査等を実施します。

市民や市外からの見学者に、地域の歴史や文化財を理解していただくための案内看板や標柱の設置、定期的な文化財や周辺の清掃等の環境整備を実施します。

地域において受け継がれてきた民俗芸能を後世に継承していくため、霧島市民芸保存会連絡協議会の年間活動を周知することや、保存会活性化を図るため補助金の交付や各種財団等の補助制度の活用案内を行います。

2 文化財の活用

郷土館等における講座や企画展を開催し、市民参加型の事業の推進と広報誌やホームページを活用した文化財情報の発信を行います。

「きりしま歴史散歩」を通して、市民が本市の文化財を実際に見学し、解説を受けることによって、郷土の歴史や文化への理解を深め、郷土愛を醸成していくよう努めます。

江戸時代から昭和にかけて繁栄した「山ヶ野金山」をめぐるウォーキング大会は、地域の歴史を知ることができるだけでなく、中学生によるボランティアガイドや地域住民、企業等による運営によって地域振興にも役立っていることから、今後も活動の支援を行います。

市内在住の小学生を対象に、本市の歴史や文化財に興味・関心を持ち、郷土愛を育むための講座や体験活動を通して、青少年の健全育成に取り組みます。

今年度は、南九州に住んでいた「隼人」が大和朝廷に対して抵抗した戦いから1300年を迎える節目の年であることを記念して「隼人」に関する記念講演会とシンポジウムを行います。

郷土館等が所蔵する文化財や地域の歴史について、市民の理解を深めるため、市内にある松下美術館や鹿児島県上野原縄文の森との連携を図り、歴史文化講座や児童・生徒向けの体験活動を実施します。

郷土館等においては、市民の認知度を高めることや郷土史学習に供するため、常設展の展示替えや企画展等を行います。また、5館ある郷土館は、いずれも老朽化等により維持や管理が難しくなっていることから「霧島市公共施設管理計画」の今後5年間の取組方針に基づき、令和2年度から集約を含めた施設の在り方について検討します。

主な取組の具体的内容の用語解説

*06 「地域学校協働活動」

地域の高齢者、保護者、NPO、民間企業等の幅広い地域住民等の参加を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動。

*07 「まなびフェスタ」

公民館定期講座の学習の成果を受講生が一堂に集い発表する事業。舞台発表、作品展示など。

(2) 令和2年度公民館事業について

条例公民館の概況

1 基本方針

公民館は、自己教育、相互教育を基本に市民との深いつながりの中で運営されていく中核的施設であり、主催事業を通して市民の教養を高め、健康を増進させ、豊かな情操を育てるための人づくりの形成の場として7つの拠点公民館が相互に連携を深めながら生涯学習推進体制のネットワーク化を図る。

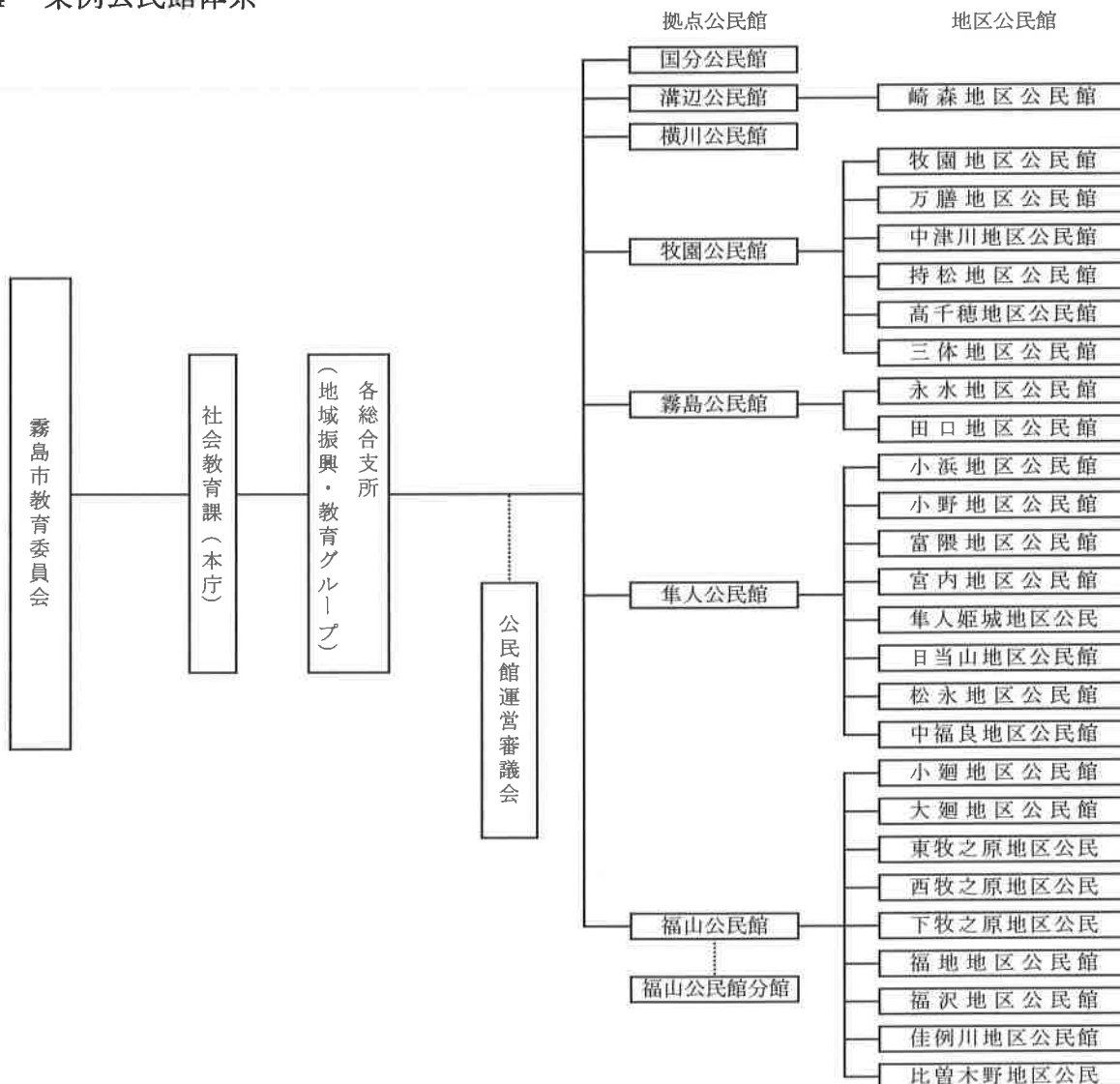
2 重点施策

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (1) 市民の学習意欲の高揚と生涯学習の推進 | (5) 学習情報の提供 |
| (2) 定期講座・短期講座の開設・充実 | (6) 公民館職員等研修会の開催 |
| (3) 公民館運営審議会の開催 | (7) 拠点公民館（7地区）間の連携 |
| (4) 学習機会の拡充及び学習歴の活用 | |

3 各拠点公民館講座数及び所在地等

拠点公民館名	講座数	所在地	電話番号
国分公民館	49	霧島市国分中央三丁目45番1号	0995-64-0920
溝辺公民館	8	溝辺町麓3391番地	58-3391
横川公民館	4	横川町中ノ192番地7	72-1596
牧園公民館	6	牧園町宿窪田2992番地	76-2714
霧島公民館	8	霧島田口148番地の3	57-0316
隼人公民館	51	隼人町内山田一丁目14番10号	42-1131
福山公民館	6	福山町福山5290番地61	56-2026
計	132		

4 条例公民館体系

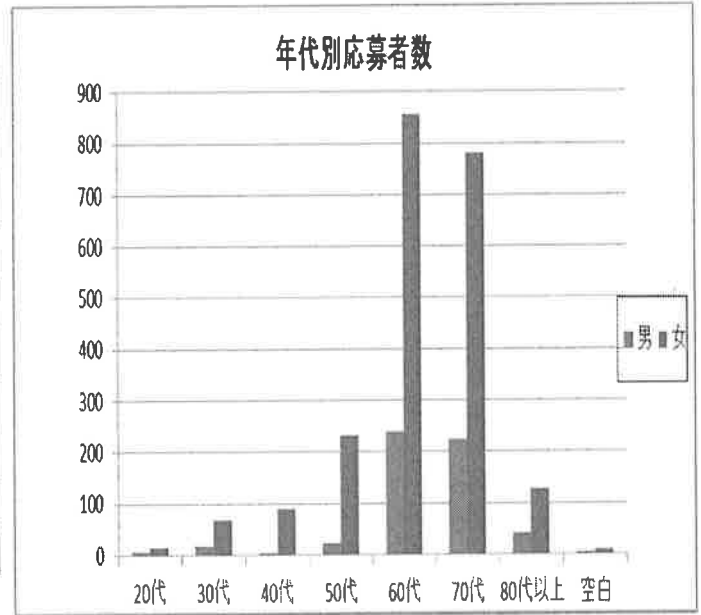


① 令和2年度 定期講座応募状況(霧島市全地区)

- (1) 募集講座数 132 講座 (昼間の講座 114講座 ・夜間の講座 18講座)
 決定講座数 - 講座 (昼間の講座 - 講座 ・夜間の講座 - 講座)
 (2) 応募者数 2,742 人 (男性 562 人・女性 2,180 人)
 (3) 決定者数 - 人 (男性 - 人・女性 - 人)

年代別応募状況

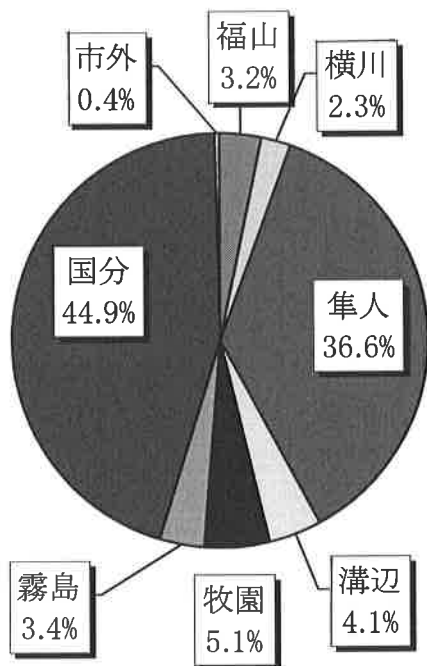
年代	男	女	計	%
20代	7	16	23	0.8%
30代	17	68	85	3.1%
40代	5	91	96	3.5%
50代	24	232	256	9.3%
60代	241	856	1097	40.0%
70代	224	782	1006	36.7%
80代以上	42	126	168	6.1%
空白	2	9	11	0.4%
合計	562	2,180	2,742	100.0%



地区別応募状況

地区	福山	横川	隼人	溝辺	牧園	霧島	国分	市外	計
応募者数	89	63	1003	113	139	94	1231	10	2,742
%	3.2%	2.3%	36.6%	4.1%	5.1%	3.4%	44.9%	0.4%	100%

地区別応募者数



地区別決定者数

中止のため
実績無し

地区別決定状況

地区	福山	横川	隼人	溝辺	牧園	霧島	国分	市外	計
決定者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
%	-	-	-	-	-	-	-	-	-

②令和2年度 短期講座 応募状況

(1) 募集講座数 18 講座

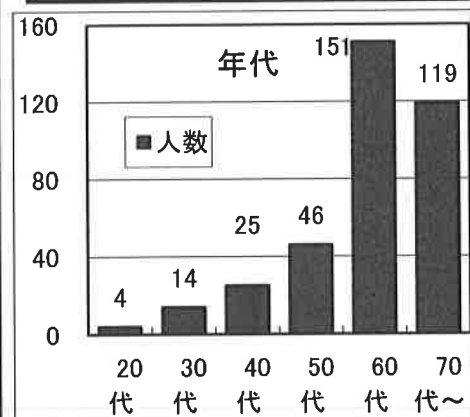
(2) 応募者数 359 人

(3) 決定者数 236 人

講座名		応募者数	決定者数
令和2年度公民館短期講座 全18講座	日常に生かす簡単折り紙	9	9
	お部屋も心もスッキリ整理収納術	22	22
	横川探究塾	9	9
	エンジョイ！ニュースポーツ	5	-
	スクエアステップ・筋力運動	8	8
	農産加工室ってどんなところ？	15	10
	オーガニックアロマで癒し時間を！	9	9
	いつまでも自分の足で歩くための「ロコモ体操教室」	15	15
	リラックス ヨガ	21	21
	やってみよう！乗馬体験	23	10
	きりしま滝めぐり	40	15
	楽しい水彩画入門	23	14
	かんたん♡おうちパン	68	9
	お肌に優しい季節のハンドメイド石けん	12	12
	モノさんもわたしも喜ぶ♪生き生きお片付け	22	15
	初めてのフランス語	14	14
	文化財から霧島市の歴史を学ぼう	29	29
	消費生活ビギナー塾	15	15
計	359	236	

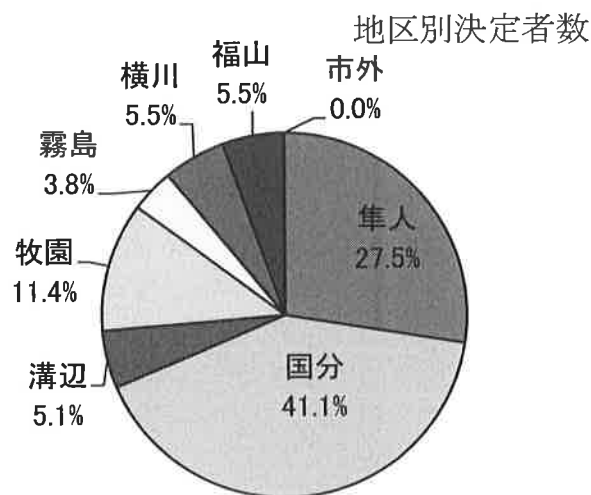
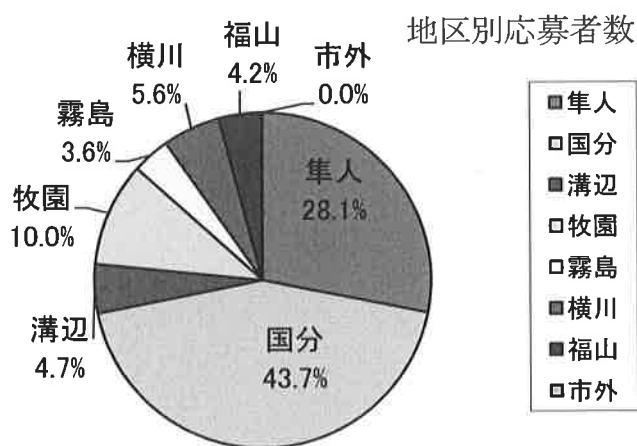
◎年代別応募状況

年代	人数	%
20代	4	1.1%
30代	14	3.9%
40代	25	7.0%
50代	46	12.8%
60代	151	42.1%
70代～	119	33.1%
空白	0	0.0%
合計	359	100.0%



◎地区別応募状況

地区名	隼人	国分	溝辺	牧園	霧島	横川	福山	市外	計
応募者数	101	157	17	36	13	20	15	0	359
%	28.1%	43.7%	4.7%	10.0%	3.6%	5.6%	4.2%	0.0%	100.0%



◎地区別決定状況

地区名	隼人	国分	溝辺	牧園	霧島	横川	福山	市外	計
決定者数	65	97	12	27	9	13	13	0	236
%	27.5%	41.1%	5.1%	11.4%	3.8%	5.5%	5.5%	0.0%	100.0%

③公民館の施設管理について

市民が安心・安全に市立公民館を利用できるよう、施設や設備の修繕、改修工事を行うとともに、消防設備、浄化槽、機械警備など必要な保守業務を委託し、学習環境を整備する。

【令和2年度の主な工事】

- ・溝辺公民館空調改修工事（改修工事計画期間（予定）：令和元年度～令和4年度）
〔 令和元年度：第2、3研修室及び図書室
令和2年度：第1研修室、工作室、視聴覚室 〕
- ・三体地区公民館合併浄化槽入替・排水設備改修工事

【令和2年度の主な修繕】

- ・溝辺公民館屋根及び外壁雨漏り修繕
- ・横川公民館非常用照明器具修繕
- ・三体地区公民館雨漏り修繕
- ・持松地区公民館会議室タタミ下床補修
- ・霧島公民館高圧負荷開閉器取替修繕
- ・日当山地区公民館倉庫ドア修繕
- ・小廻地区公民館玄関ドア修繕 ほか50件

【令和2年度からの繰越事業】

- ・条例公民館トイレ洋式化事業
新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とし、令和3年度に条例公民館のトイレ洋式化を行う。

	男子トイレ	女子トイレ
現在の洋式化率	29%	36%
実施後の洋式化率	68%	53%

(3) 令和3年度

【イメージ】

公民館講座募集案内

新たな可能性の扉を開いて、すばらしい仲間と楽しく学び
新しい自分を見つけてみませんか！

1 申込方法

- 往復はがき（126円）に、必要事項を記入し、郵送又はお問い合わせ先へ提出してください。電話及びFAX等での申し込みはできません。（往復はがきは自己負担になります。旧料金のはがきの場合は、不足分の切手を貼付してください）

2 申込講座数

- 往復はがき1枚に1講座1人を記入し、4講座まで申し込みできます。

3 申込期限

- 令和3年5月6日（木）消印有効！

4 受講資格等

- 霧島市内に居住又は勤務する人（満18歳以上で、高校生を除く）
- 同一講座の受講は原則連続2年までとします。
- 講座の運営に積極的にご協力いただける方

5 受講料

講座回数	金額
全講座9回	2,000円

- 受講料納入後は返金いたしませんのでご注意ください。

6 受講決定

- 講座の開設及び受講の決定等詳細につきましては、返信用はがきにて通知します。
- 決定通知は5月下旬を予定しています。はがきが届いていない場合は、ご連絡ください。
- 全ての講座は6月中旬以降開始いたします。受講を取り消す場合は、必ずご連絡ください。

7 注意事項

- 受講生以外の参加はできません。（お子様、お孫様、ペット等の同伴はできません）
- 教材費については、受講生の自己負担となります。（詳しくは、各講座の内容でご確認ください）
- 募集の結果、定員を超えた場合は抽選となります。また、定員の半数に満たない講座は開設できないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 祝日、荒天などによる日程変更のほか、会場や講師が変更になることもあります。
- 体を動かす講座に応募する場合、持病のある方は医師に相談をしてから申し込んでください。
- 屋外で講座を実施する場合、別途保険代をいただくことがあります。
- ここで得た個人情報は、公民館講座以外には使用しません。電話番号は、それぞれの講座で連絡網を作成するときに使用する場合がありますのでご了承ください。
- 記入漏れ、間違い、郵便料金の不足等がないように、ご注意ください。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定通り開講できないことや、施設の使用制限等により、参加の自粛をお願いすることがあります。

<p>☆申込先☆</p> <p>〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号</p> <p>霧島市教育委員会 社会教育課学習支援グループ</p>	<p>開催場所・講座内容のお問い合わせ先</p> <table border="1"> <tr> <td>福山地区</td> <td>56-2012</td> </tr> <tr> <td>横川地区</td> <td>72-0582</td> </tr> <tr> <td>溝辺地区</td> <td>59-3115</td> </tr> <tr> <td>牧園地区</td> <td>76-2714</td> </tr> <tr> <td>霧島地区</td> <td>57-1181</td> </tr> <tr> <td>隼人・国分</td> <td>55-1376</td> </tr> </table>	福山地区	56-2012	横川地区	72-0582	溝辺地区	59-3115	牧園地区	76-2714	霧島地区	57-1181	隼人・国分	55-1376
福山地区	56-2012												
横川地区	72-0582												
溝辺地区	59-3115												
牧園地区	76-2714												
霧島地区	57-1181												
隼人・国分	55-1376												

＜申込書の記入方法と記入例＞

往信おもてには申込先名と住所をお書きください。

青色の方→

<p>63 円</p>	<p>【往信おもて】</p> <p>899 - 4394</p> <p>霧島市国分中央三丁目45番1号</p> <p>霧島市教育委員会 社会教育課 学習支援グループ 行</p>	<p>【返信うら】</p> <p>※ここには何も 書かないでください (市記入欄)</p>
-----------------	--	---

往信うらには①受講したい講座の番号及び講座名、②氏名（ふりがな）、③年齢
④住所、⑤電話番号を記入してください。

緑色の方→

<p>63 円</p>	<p>【返信おもて】</p> <p>899 - [][][]</p> <p>自分の氏名</p> <p>自分の住所</p> <p>様</p> <p>↑</p> <p>※様とお書きください</p>	<p>【往信うら】</p> <p>記入項目／記入例</p> <p>①希望の講座番号及び講座名 1、絵手紙（福山）← ※1枚につき、1講座のみ</p> <p>②氏名 ^{ふりがな}霧島 ^{りしほ} 太郎 ← ※必ずふりがなをつける ※1枚につき、1人のみ</p> <p>③年齢 30才</p> <p>④住所 霧島市〇〇町1丁目1番地</p> <p>⑤講座の連絡網で使う電話番号 ← ※屋間繋がりがやすい 番号を書くこと (携帯電話等)</p> <p>〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>
-----------------	---	--

○霧島市公民館運営審議会に関する条例

平成17年11月7日

条例第33号

(設置)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第29条及び第30条の規定に基づき、霧島市公民館の公民館運営審議会(以下「審議会」という。)の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱及び定数)

第2条 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、霧島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

2 委員の定数は、15人以内とする。

(任期)

第3条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第4条 審議会の委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年霧島市条例第59号)の規定による。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則(平成20年9月19日条例第39号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年2月28日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に従前の霧島市公民館運営審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の霧島市公民館運営審議会に関する条例(以下「新条例」という。)第2条の規定により、霧島市公民館運営審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第3条の規定にかかわらず、同日における従前の霧島市公民館運営審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成28年9月23日条例第30号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○霧島市公民館運営審議会に関する規則

平成17年11月7日
教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、霧島市公民館運営審議会に関する条例(平成17年霧島市条例第33号)第5条の規定に基づき、公民館運営審議会の議事の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

第2条 公民館運営審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会議の議長となる。

(会議)

第3条 会議は、委員長が必要と認めるとき、その日時及び場所を会議に付議するべき事項とともに、あらかじめ通知して招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、審議会の決するところによる。

附 則

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

附 則(平成29年3月21日教委規則第2号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。